## 「岐阜県感染症予防計画(素案)」に対するパブリック・コメントと県の考え方

■意見募集期間 : 令和5年12月1日(金)~令和5年12月30日(土) ■意見募集結果 : 2名、3件

No	該当項目	ご意見(要旨)	ご意見に対する県の考え方
1	P16 第五 病原体の検査の実施体制及び検査能力の 向上に関する事項 2 県における方策	が、各医療機関における検体採取には人的・物理的に限界があった。 個々の医療機関の逼迫を避けるため、検査 センターへ集約する等、体制を整備する旨を 計画に記載してもらいたい。	新型コロナ対応では、特に流行初期の検査体制が整うまでの間、地域医師会等の協力の下に設置した地域外来・検査センターが有効に機能しました。 こうした経験を活かすため、ご意見を踏まえ、地域医師会等と協力し検体の採取及び検査を実施できる体制を整備する旨を計画に追記します。
2	P26 第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保 に関する事項 3 新興感染症に係る医療の提供のための体 制 (5) 医療人材の派遣	応援派遣も想定されている。 今後、専門的な研修を修了した災害支援ナ	新たな派遣制度に沿って、新興感染症の発生・まん延時に、災害支援ナースを含む多くの看護師の方々が迅速かつ円滑に応援先での活動に従事できるよう、幅広い医療機関との協定締結に向け、協議を進めてまいります。
3	P36 第十一 感染症の予防に関する人材の養成及び 資質の向上に関する事項 2 県における感染症に関する人材の養成 及び資質の向上 4 医療機関等における感染症に関する人材 の養成及び資質の向上 5 医師会等における感染症に関する人材の 育成及び資質の向上		